

知多市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項及び知多市予算決算会計規則
（平成元年知多市規則第4号）第52条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

知多市長 宮 島 壽 男

記

1 委託先

名古屋市中区松原三丁目2番8号
知多スポーツマネジメント共同事業体
代表団体 テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長 苫 名 明

2 収納を委託する歳入

(1) 土木使用料 公園使用料

旭公園使用料（多目的グラウンド）、旭公園使用料（体育館）、公園庭球場
使用料、七曲公園使用料（多目的グラウンド）及びつつじが丘公園使用料（野
球場）

(2) 教育使用料 社会体育施設使用料

夜間照明施設使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和6年4月1日

4 収納事務の委託をした日

令和6年4月1日